

福島県地域福祉支援計画

(概要版)

令和3年3月
福島県

第1 計画の概要

1 計画改定の趣旨

- 東日本大震災から10年が経過し、被災者を取りまく課題は多様化しており個々の状況に応じた対応が求められています。
- また、少子化、高齢化の進行や、貧困、虐待など社会が抱える諸課題が顕在化する中、これまで以上にきめの細かい対応が求められています。
- 「福島県地域福祉支援計画」は令和3年3月末に計画期間が満了することから、人口減少・高齢化が進行する今後の社会を見据え改定するものです。

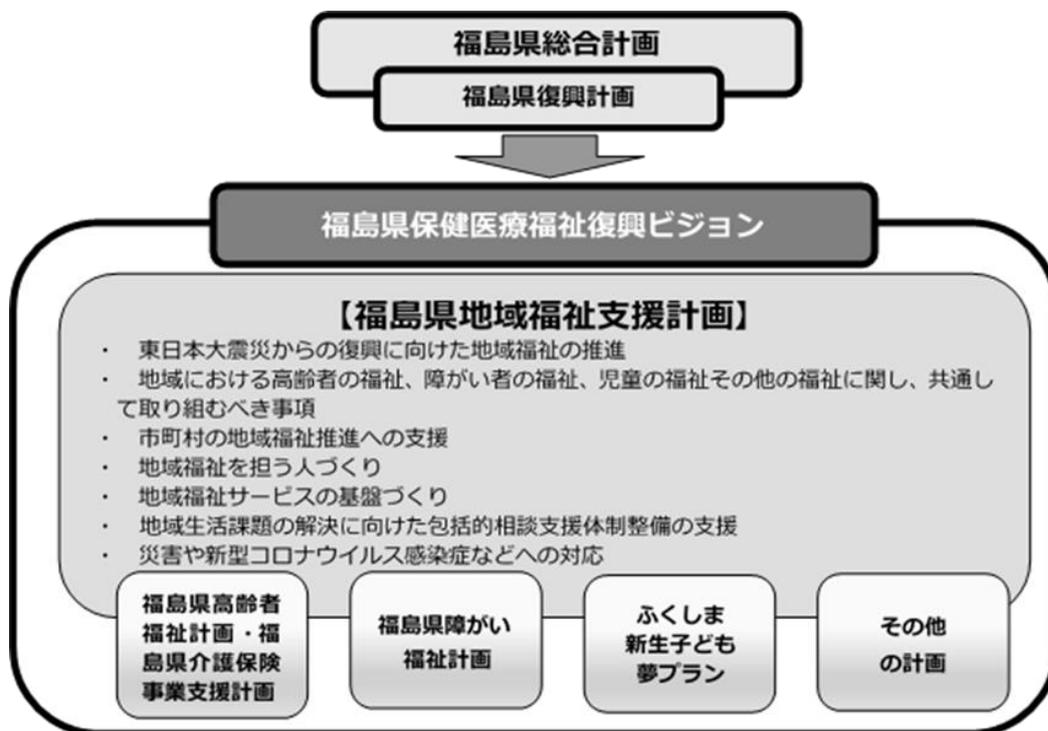
2 計画の性格・位置付け

- 本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するため「都道府県地域福祉支援計画」として改定するものです。
- この計画は、共通する事項を地域福祉支援計画に盛り込み、他の計画の「上位計画」として位置付けるものです。

3 計画の期間

- 計画の期間は、関連する他計画の見直しの時期と連動させるため、令和3年度から6カ年とします。

○福島県地域福祉支援計画の位置付け



第2 地域福祉を取り巻く状況

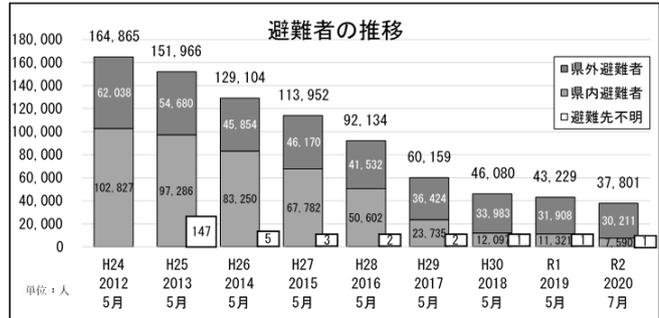
1 地域社会の状況

(1) 東日本大震災による避難生活の長期化等

東日本大震災及び原子力災害の影響により、約16万人の県民が自宅を離れての避難生活を余儀なくされ、いまだ多くの方が県内外に避難されており、引き続き、個別化・複雑化する課題に対して取り組む必要があります。

震災に伴う避難者についても、高齢者や一人暮らしの方など支援を必要とする方の孤立化を防止するため、見守りや相談支援を引き続き実施する必要があります。

図表1 福島県内外への避難状況



出典：福島県災害対策本部「平成23年度東北地方太平洋沖地震による被害状況速報」

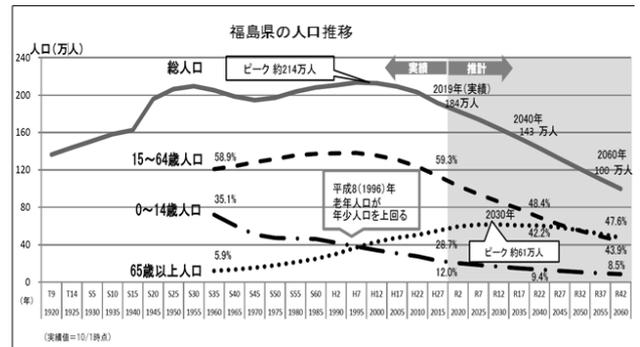
※ 令和2年度の5・6月は、新型コロナウイルス対応への負担を考慮し、復興庁が全国避難者数調査・公表を行わなかった。

(2) 人口減少・少子高齢社会の進行

本県の人口は、平成10(1998)年以降減少が続いており、避難者の動態予測を含めた県独自の人口推計では、令和42(2060)年に約100万人へと大きく減少する見込みです。

また、令和42(2060)年の高齢化率は47.6%(2.1人に1人が65歳以上)になると推計しており、ピーク時以降は働き手不足等の問題がより深刻化していきます。

図表2 福島県の人口の推移と将来の見通し



※1 避難者の動態予測を含めた推計については、避難者を対象とした意向調査の回答等を基に独自推計したもの。帰還率は意向調査による「戻る意志がある人」の100%、「判断に迷う人」の50%が帰還するものと仮定。当該人口推計は、基準年を2015年とし、国勢調査結果等を基にした生残率・純移動率・出生率を用いて、コホート要因法(※2)により将来人口を推計。

※2 基準年の男女別・5歳階級別人口に生残率・純移動率を乗じて、5年後の人口を求める。

新たに生まれる人口は、出生率から求めた出生数に生残率・純移動率を乗じ、5年後の0~5歳人口として組み入れる。

出典：「福島県人口ビジョン」(平成27年11月策定、令和元年12月更新)

(3) 福祉制度の改革

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、つながり支え合う地域をつくる取組に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、その実現に向けて各福祉分野の制度が改正されています。

第3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

県民一人ひとりがともにつながり支え合って、
いきいき暮らせる地域共生社会の実現

- 本計画では、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。
- 地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、だれもが「我が事」として参画し、世代や分野を超えて包括的に（丸ごと）つながることで包括的支援体制の構築をめざします。

第4 施策の方向

1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進

(1) 被災者への見守りや地域コミュニティ形成等の支援

具体的な施策

- 生活支援相談員や復興支援員等の戸別訪問、生活再建支援拠点での相談対応等による情報提供などを通し、きめ細かな支援に努めます。

(2) 介護サービス提供体制の再構築

具体的な施策

- 被災地を対象とした介護人材の確保のため返還免除規定付の就職準備金等の貸付や、職員の応援に対する支援等に引き続き取り組んでいきます。

2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携

具体的な施策

- まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育等地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも努めます。

(2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項

具体的な施策（おもいやり駐車場制度（パーキングパーミット制度）の推進）

- おもいやり駐車場の適正利用を図るため、引き続き施設管理者とともに制度の普及啓発に取り組みます。

具体的な施策（人にやさしいまちづくりの推進）

- 人にやさしいまちづくりに関する普及啓発等を行い、すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現を目指します。

具体的な施策（地域包括ケアシステムの深化・推進）

- 「第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画」に基づき実施します。

具体的な施策（障がい者が安心して暮らせる社会環境づくり）

- 「福島県障がい者計画」及び「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」に基づき実施します。

具体的な施策（子どもを安心して生み育てることができる地域づくり）

- 子育て支援団体、企業、行政等関係機関の連携を推進し、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。

（3） 制度の狭間の課題への対応

具体的な施策（多機関との連携による包括的相談支援体制の構築支援）

- 複合化・複雑化する課題を抱える人や何らかの支援を必要とする人にも対応する、ワンストップかつ包括的な相談窓口の設置を支援します。

具体的な施策（地域における支え合い活動を行う組織づくり及び活動支援）

- 地域での支え合い活動の母体となる組織づくりの推進を支援します。また、既存組織の新たな活動の展開や活動の継続を支援します。

（4） 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備

具体的な施策（生活困窮者自立支援対策の推進）

- 各市福祉事務所へのヒアリング等を通して、事業の実施状況を確認し、事業の一体的実施に向けた働きかけを行います。

（5） 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開

具体的な施策

- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サービスの充実に向けて、それぞれのサービス制度の理解が深まるよう支援します。

（6） 居住に課題を抱える人への横断的支援

具体的な施策

- 「福島県賃貸住宅供給促進計画」及び「高齢者居住安定確保計画」に基づき実施します。

（7） 就労に困難を抱える人への横断的支援

具体的な施策

- 生活困窮者のうち就労に困難を抱える人に対して、ハローワークとの連携に加え状況に応じた日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。

（8） 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

具体的な施策

- 「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき実施します。

（9） 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援

具体的な施策（成年後見制度における中核機関、地域連携ネットワーク体制の充実）

- 「第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画」及び「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」に基づき実施します。

(10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進

具体的な施策（高齢者や障がい者、児童に対する虐待への適切な対応）

- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の啓発活動の実施等により、高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組を推進します。

(11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援

具体的な施策（再犯の防止と社会復帰）

- 犯罪をした人の再犯を防ぎ、立ち直りを支援し、地域に定着することができるよう、取組を推進します。

(12) 地域住民等が集う拠点の整備等

具体的な施策（自治会や地域懇談会等の場を通じた、地域生活課題の把握と課題解決に向けた取組支援）

- 問題を抱えた人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる「場」の設置を支援します。

(13) 地域づくりにおける官民協働の促進

具体的な施策（社会福祉法人が行う公益的な取組への支援）

- 社会福祉法人が福祉サービスに関する専門性やノウハウ等を活かしながら、地域で行う公益的な取組を支援します。

具体的な施策（地域社会の一員である企業等への働きかけ）

- 事業者と地域見守り協定を締結し、各事業者と市町村との見守りに関する協力関係構築を支援します。

具体的な施策（地域住民が主体的に課題を解決していくための財源確保）

- 「福島県総合社会福祉基金」において社会福祉活動を行う法人に対する支援を行います。

(14) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築

具体的な施策

- 地域保健医療福祉協議会を通じて、各分野の連携を図ります。

(15) 全庁的な体制整備

具体的な施策

- 地域生活課題の解決に向けて、福祉以外の分野も含めた連携会議の開催等により、庁内関係課等との連携を図ります。

3 市町村の地域福祉推進への支援

(1) 市町村に対する支援

具体的な施策（市町村地域福祉計画の策定支援）

- 市町村ヒアリングを実施し、地域福祉計画の策定支援を行うとともに、個々の実情に応じた助言等を行い、地域福祉計画の推進を図ります。

（2） 県内の福祉サービスに関する情報の収集

具体的な施策（地域における福祉資源の県民への周知）

- 地域での支え合い活動の情報を集約化し、県ホームページで広く周知します。また、地域における各福祉サービスの情報を収集し広く周知します。

（3） 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援

具体的な施策

- 県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会の指導力の向上に向けた取組を支援します。

4 地域福祉を担う人づくり

（1） 介護人材の確保について

具体的な施策

- 「介護イメージアップ」等の5本を柱として介護人材の確保等を進め、3つの戦略に基づく取組を重点的に進めます。

（2） 障がい福祉人材の確保について

具体的な施策

- 障がいのある人がより良いサービスを受けられるよう、各種研修（視障がいその他）を計画的に行います。

（3） 児童福祉人材の確保について

具体的な施策

- 認定こども園の施設整備を促進するなど入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、人材確保及び人材育成を推進します。

（4） その他の福祉人材の確保

具体的な施策（元気な高齢者の活躍支援）

- 高齢者が中心となり行っている町内会等の生活支援や介護予防、介護の人材育成及びコミュニティづくりなどの活動を支援し、高齢者が支え合って生活できる環境の創造、地域コミュニティの再構築を図ります。

具体的な施策（最も身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保・活動推進）

- 民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置とサポート体制の構築に取り組みます。

具体的な施策（ボランティア育成と福祉教育）

- 市町村社会福祉協議会の機能強化と、県社会福祉協議会によるボランティア・福祉教育担当者の資質向上、福祉教育・学習の推進等を支援します。

具体的な施策（地域住民や地域で活動する人材）

- NPO 法人や学校、商店、企業、福祉施設なども地域の一員としての意識をもち、地域福祉活動へ参加するよう働きかけます。

5 地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

具体的な施策（福祉サービスの情報提供と社会福祉法人等の運営に関する指導助言（サービス利用者の保護））

- 福祉サービスの適正な実施や、事業所、施設及び法人の苦情解決体制の整備に向けた指導等を行います。

具体的な施策（福祉サービス第三者評価の受審促進）

- 県社会福祉協議会等との連携のもと、利用者や社会福祉事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の質の向上等、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

6 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

- (1) 住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり

具体的な施策（市町村間の情報共有の場づくり）

- 地域保健医療福祉協議会による活動を推進し、市町村における包括的支援体制の構築に向けた市町村間の情報共有を図ります。

- (2) 県域で推進していく施策の企画・立案

具体的な施策

- 市町村における包括的な支援体制の構築に向けた施策の企画・立案等の検討を行います。

- (3) 重層的支援体制整備事業への支援

具体的な施策

- 市町村において重層的支援体制整備事業に取り組めるよう必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。

7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応

- (1) 災害時を想定した要配慮者の支援体制

具体的な施策

- 広域災害福祉支援ネットワーク協議会において、災害派遣福祉チームの具体的な派遣体制や研修等について検討を進めます。

- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応

具体的な施策（感染予防に伴うつながりの希薄化への対応）

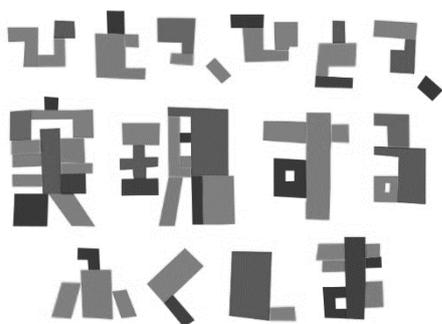
- 市町村社会福祉協議会による社会的な結びつきの確保に向けた取組を支援します。

8 福島県地域福祉支援計画指標一覧

本計画を着実に推進するために、以下の項目を重視し、計画の推進及び進捗管理を行います。

基本方針	No.	指標	現状値（※） （令和2年度）	目標値
(1) 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	1	避難者見守り活動支援事業における生活支援相談員数	160	-
	2	復興公営住宅等における自治組織数	59	増加を目指す
(2) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	3	就労準備支援事業の実施自治体（県及び市）数	10	増加を目指す
	4	自殺者数	333 （令和元年）	310人以下 （令和3年）
	5	成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数	3	59
	6	認知症カフェ設置市町村数	52	59 （令和7年度）
(3) 市町村の地域福祉推進への支援	7	市町村地域福祉計画策定率	54.2%	100.0%
(4) 地域福祉を担う人づくり	8	介護職員初任者研修の修了者数	1,043人 （令和元年度）	増加を目指す
	9	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	0.40%	0% （令和6年度）
(5) 地域福祉サービスの基盤づくり	10	福祉サービス第三者評価受審件数（単年）	13	5
(6) 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援	11	重層的支援体制整備事業の実施市町村数	-	10
	12	地域福祉活動推進のための人材（コーディネーター）の養成者数	-	450
(7) 新型コロナウイルス感染症などへの対応				

※ 現状値は、2020年（令和2年）又は直近年度の数値を記入したもの。令和2年度以外の数値の場合は、年度を括弧書きで追記。また、制度を開始していないことなどにより、数値を計上できない項目は「-」と表記。



福島県地域福祉支援計画

令和3年3月

福島県保健福祉部社会福祉課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-7322

FAX：024-521-7917

E-mail: shakaifukushi@pref.fukushima.jp